

当マンションはリゾートマンションであり定住者を前提としたものではありません。
しかし乍ら現実的には、定住者が増加し駐車スペースに支障をきたしております。

将来的には、有料化を含め種々施策の検討の必要性があるかと思いますが、当面
規律正しい使用をして頂く為に暫定的に駐車規約を定めたものであります。

駐車場使用細則

第1条（総則）

この細則は琵琶湖アーバンリゾート I 番館管理規約 18 条の規定に基づき区分所有者の安全確保と良好なリゾート環境維持を目的にアーバンリゾート I 番館内の駐車場を管理運営するために必要な事項を定める。

第2条（区画）

アーバンリゾート I 番館管理組合（以下「組合」という。）は駐車場として定める区画を設定し駐車場とする。

第3条（使用制限と厳守）

- 1、 駐車場を使用できる者はアーバンリゾート I 番館区分所有者等（区分所有者、親族、占有者およびそれらの同居人など）に限り、駐車台数は1住戸につき1台までとする。区分所有者等への来客者および訪問業者の使用は禁止する。
- 2、 アーバンリゾート I 番館に滞在中のみ駐車出来るものとする。
- 3、 車検切れ・無保険車は駐車出来ないものとする。
- 4、 組合が発行する駐車証の提示のない車両は駐車出来ないものとする。また定住者にあつては駐車証に替えて組合が発行する駐車シールを車内バックミラーの裏側（車両前部から車内を見た時に良く見える位置）に貼付するものとし、駐車シール貼付のない車両は駐車できないものとする。ただし、特別な事情のある場合は、牽制会議の協議を踏まえて管理者により、駐車シールの貼付方法を変更する。
また、本細則における定住者とは、次の①～③のいずれかに該当する者を定義する。
①当マンション住戸が管理組合に届け出た住所や市に住民票を登録した住所である者
②当マンション住戸で宅急便等の配達物を受け取っている者
③月に平均10日以上当マンション住戸を利用している者
- 5、 車両を駐車するときは後向き駐車とし、必ず駐車証のナンバープレートを貼った方を上にして助手席側ダッシュボードの上の車路側車両前部から車内を見たときに良く見えるところに置くこと。
- 6、 駐車証の提示または駐車シールの貼付けなき車両および駐車証のナンバープレートを車両前部から車内を見た時に良く見えない車両で常習的な場合、金10,000円を区分所有者等に請求する。
- 7、 駐車証の不正使用及び不正駐車は金10,000円を区分所有者等に請求する。
- 8、 放置車両や車検切れ及び無保険車両については、場合によって警察立会いのもと、レッカー移動させるものとする（守山警察確認済）、なおレッカー移動料及び手数料は車両の持ち主が支払うものとする。
- 9、 使用者は駐車場使用細則の処置に対して一切の異議申し立をしてはならない。

第4条（駐車料金の処置）

組合は納入された駐車料金を組合の管理費に繰り入れるものとする。

第5条（駐車証の配布と処置）

- 1、駐車証は1住戸につき1枚配付する。定住者には申出により駐車証に替えて1住戸につき1枚駐車シールを配付する。なお、現に駐車証を所持している場合は駐車証と引き換えに駐車シールを配付する。
- 2、駐車証及び駐車証のナンバープレートを紛失・汚損・破損された場合は組合に申し出ることにより、有料（別途、管理者が定める）で再発行する。この場合、汚損・破損の場合は組合に再発行と同時に返却し、紛失したものが出てきた場合は速やかに組合に返却するものとする。駐車シールについても同様とする。

第6条（駐車車種）

駐車場を使用できる車種は原則として指定、設定された区画スペースに収まる車両とする。

第7条（使用条件）

- 1、使用順位は先着順とし使用区画については特定しないものとする。
- 2、駐車にあたっては区画の中央に正確に駐車し隣接の車両の迷惑のないようにする。
- 3、洗車場は洗車による短時間利用に限定し、車両の傍を離れることを禁止する。

第8条（賠償責任）

組合は天災地変その他事由の如何を問わず駐車場使用者がその車両等につき被った損害責任は負わない。

第9条（禁止行為）

駐車場を使用する者は次の各号に定める行為は禁止する。

- 1、駐車場を損傷するような行為。
- 2、駐車場に発火性、引火性のある物品の持ち込み又みだりに火気を使用するなどの危険な行為。
- 3、駐車場を駐車以外の用途に使用する行為。
- 4、他の車両を汚損または損傷する行為。
- 5、居住環境を乱す悪臭や騒音を発する行為、その他住居者または使用者に迷惑をかける行為。
- 6、指定された駐車場区画外に車両を駐車する行為。（玄関前にのり上げて駐車する行為）
- 7、同じ場所への長期間の駐車。（1ヶ月間）
- 8、身障者駐車区画の使用は身障者のみとし、証明書の提示を駐車証と同様に助手席側ダッシュボードの上に車両前部から車内を見たときに良くみえるように置くこと。

第10条（駐車場利用の禁止）

組合は、駐車場使用者が使用細則の条項に違反したときは、直ちに駐車場使用を禁止することができる。

駐車場使用を禁止された者は速やかに駐車証または定住者にあつては駐車シールを組合に返さなければならない。なお下記の者は使用を禁止する。

- 1、組合の管理費及び修繕積立金を滞納している者。
- 2、駐車証の不正使用。
- 3、駐車場使用細則第3条6及び7の料金を精算されない者。
- 4、駐車場使用細則第3条9でレッカー移動料及び手数料を精算されない者。
- 5、組合において使用を禁止されている者。

第11条（細則の疑義および細則外の事項）

当細則に疑義が生じた場合、または細則に定めのない事項については、牽制会議の検討または管理者の判断により対処するものとする。

第12条（細則の改廃）

当細則の改廃は、総会の議決を持って行われるものとする。

第13条

I 番館敷地内駐車場が満車の場合は、敷地外第2（今浜町字7番2624－164・165番地）・第3（今浜町字7番2620－34・35）・第4（今浜町字7番2620－86）駐車場を使用する。

附則

この細則は、平成21年 8月 24日から効力を発する。

本細則は、次の各号の日から改正の効力を発する。

- （1） 2016年8月20日改正
- （2） 2017年8月19日改正
- （3） 2018年8月26日改正